※下線部分:改正箇所

2022年改正案

第1 章 (略)

第2章 競技会参加に関する事項

第9条~第12条(略)

第13条 エントリーの資格

- 1. (略)
- 2. ドライバーの出場資格:

ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条 件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに 部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

- 1) フォーミュラピストンジュニア (FP-Ir) 部門
- (1) ライセンス

ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申 込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

① \sim ② (略)

(2) 年齢制限

12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)以上15歳未満の者。 なお、当該年に満14歳に達しても国際Fライセンスを取得しなけ れば、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得し なければ、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められ る。

- (3) (略)
- 2) フォーミュラピストンジュニアカデット(F P − I r C a d e t s)部 |2) フォーミュラピストンジュニアカデット(F P − I r C a d e t s)部 門
- (1) ライセンス

ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申 込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

① \sim ③ (略)

2021年規則

第1章(略)

第2章 競技会参加に関する事項

第9条~第12条(略)

第13条 エントリーの資格

- 1. (略)
- 2. ドライバーの出場資格:

ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条 件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに 部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

- 1) フォーミュラピストンジュニア (FP-Ir) 部門
- (1) ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申 込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

 $(1)\sim(2)$ (略)

(2) 年齢制限

12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)以上15歳未満の者。 なお、当該年に満14歳に達しても国際Cリストリクティッドライ センスを取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般 ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技に出場 することが認められる。

- (3) (略)
- (1) ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申 込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

① \sim ③ (略)

 $(2) \sim (3)$ (略) $(2) \sim (3)$ (略) 3. (略) 3. (略) 第14条~第15条(略) 第14条~第15条(略) 第3章(略) 第3章(略) 第4章 競技に関する事項 第4章 競技に関する事項 第22条~第26条(略) 第22条~第26条(略) 第27条 セカンドチャンスヒート 第27条 セカンドチャンスヒート $1. \sim 2.$ (略) 1. ~ 2. (略) 3. グリッドポジションは、予選でのポイントの少ない順とし、同ポイント の場合はタイムトライアルの成績による。 第28条~第31条(略) 第28条~第31条(略) 第5章~第11章(略) 第5章~第11章(略) 以上 以上